

鳥取砂丘西側エリアでの滞在型観光施設の整備に関する  
サウンディング型市場調査実施要領

令和3年3月

鳥取県鳥取市

## 1 調査の名称

鳥取砂丘西側エリアでの滞在型観光施設の整備に関するサウンディング型市場調査

## 2 調査の目的

### (1) 調査を実施する背景

本市は、令和2年2月に環境省及び鳥取県と共同で鳥取砂丘エリア国立公園利用拠点計画を策定し、鳥取砂丘の滞在環境等の上質化に取り組んでいます。

また、本市が平成16年3月に策定した鳥取砂丘西側整備構想についても令和2年3月に改訂し、長年未利用だった砂丘西側の市有施設跡地へのリゾートホテルの誘致を進めるとともに、本市が砂丘西側に設置するサイクリングターミナルと柳茶屋キャンプ場への民間活力の導入による施設の一体運営など、特に鳥取砂丘西側エリアでの滞在型観光施設の整備を検討しています。

しかし、サイクリングターミナルは、長年、社会教育施設として子どもたちをはじめ多くの市民に利用していただいていることや、鳥取砂丘未来会議から両施設に隣接することの国との連携や周辺で整備の検討が進むビジターセンター西側施設（仮称）との役割分担を考慮することなどが提言されていることから、行政内部の検討のみで活用方法を決定するのではなく、民間事業者との対話の場を設け、施設の活用のアイデアやサービスの市場性を把握し、整備事業者を公募する際には、民間事業者が参入しやすい公募条件となるよう、地域課題や配慮すべき事項を事前に伝え、優れた事業提案を促すことなどを目的にサウンディング型市場調査を実施します。

### (2) 期待される効果

事業者の公募にあたり、本調査への参加実績が優位性を持つものではありませんが、本調査に参加していただくことにより、自らのノウハウと創意工夫を活かした提案を行うために、必要な条件設定について市に提示することができると同時に、事業者の公募段階で本市の意図を理解した事業提案が可能となります。

## 3 調査の対象施設等

サイクリングターミナル（鳥取県鳥取市浜坂 1157-115）

柳茶屋キャンプ場（同上）

※上記の2施設（市施設）を対象としますが、こどもの国キャンプ場（県施設）についても、一体的な管理・運営が可能であり、併せて意見を伺います。

## 4 問い合わせ先

鳥取県鳥取市経済観光部観光・ジオパーク推進課（担当：平井・米澤）

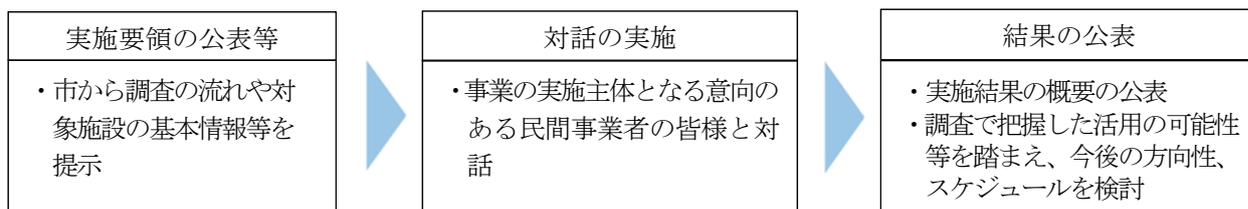
〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地

電話：0857-30-8293 F A X：0857-20-3947

Eメール：kankou@city.tottori.lg.jp

## 5 調査の流れとスケジュール

### 調査の流れ



### スケジュール

期 日	内 容
令和3年3月19日(金)	調査実施についての公表
令和3年3月19日(金)～4月7日(水)	現地説明会の参加受付
令和3年4月15日(木)～ ※数日を予定	現地説明会の開催
令和3年4月15日(木)～4月30日(金)	対話のエントリー受付
令和3年5月中～下旬	対話の実施
令和3年7月上旬	対話の実施結果の公表

## 6 プロポーザルの実施予定等

本調査の結果をもとに、令和3年度中の公募型プロポーザルの実施を、令和4年度中の事業開始をそれぞれ予定します。

## 7 現地説明会の開催（事前申込制）

サウンディング型市場調査の現地説明会を下記のとおり開催します。

参加を希望する方は、申込期日までに「所属組織・部署名・参加人数」「参加者氏名」「連絡先（電話番号・Eメール）」「開催希望日時」を明記の上、Eメールにてご連絡ください。件名は「現地説明会参加申込」としてください。

なお、現地説明会に参加できない場合も対話には参加いただけます。

日 時 令和3年4月15日(木)～

※数日の開催を予定しますが、参加多数の場合はご希望に添えない場合があります。

場 所 サイクリングターミナル研修室

対 象 者 民間事業者（対話への参加を検討されている法人又は法人のグループ等）

※1者あたりの参加人数を5名以内とさせていただきます。

申込期限 令和3年4月7日(水) 17時

申 込 先 「4 問い合わせ先」

そ の 他 当日は、実施要領は配布しませんので、参加者で準備しご持参ください。

## 8 対話参加の申込み（事前申込制）

「エントリーシート（別紙1）」及び「事前ヒアリングシート（別紙2）」に必要事項を記入し、EメールまたはFAXにて、申込期間内に提出してください。

申込期間 令和3年4月15日（木）から令和3年4月30日（金）

申込先 「4 問い合わせ先」

## 9 対話の実施

日時 令和3年5月中～下旬 ※1事業者30分～1時間程度を予定

場所 鳥取市役所（鳥取県鳥取市幸町71番地）

対象者 民間事業者（事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ等）

備考 対話実施日は、参加申込み締め切り後、日程調整の上、市より連絡します。

事業者のアイデアやノウハウを保護するため、対話は個別に実施します。

その他 新型コロナウイルスの状況でオンライン実施または延期となる場合があります。

## 10 対話の実施結果の公表

対話の実施結果は、民間事業者等のアイデアやノウハウを保護するため、事前に参加民間事業者等に内容を確認した上で、名称を伏せて概要を本市ホームページで公表します。

## 11 施設整備の基本方針（調査方針）

以下の項目に留意し、砂丘西側の滞在型観光施設として相応しい魅力ある施設計画についてご意見をお聞かせください。

- (1) 「17 鳥取砂丘西側整備における各施設の整備検討機能等」及び「18 鳥取砂丘の滞在環境等の上質化に関する提言」をもとに導入可能な機能について伺います。
- (2) 上記以外にも、サイクリングターミナルと柳茶屋キャンプ場を活用した新たな可能性について伺います。
- (3) こどもの国キャンプ場との一体的な管理・運営について伺います。
- (4) 独立採算での事業運営を前提に、可能かどうかについて伺います。

## 12 対話の内容（予定）

サイクリングターミナル、柳茶屋キャンプ場及びこどもの国キャンプ場の基本情報や国立公園利用拠点計画等における利活用の方向性等を踏まえ、「11 施設再整備の基本方針（調査方針）」を前提として、下記の事項について、自らが事業の実施主体になる視点から実現性のあるご意見・ご提案をお聞きしたいと考えています。有意義な対話の実施にあたり、すべての項目にお答えいただかなくても可能な範囲で、「事前ヒアリングシート」を作成いただき、対話参加の申込み時に「エントリーシート」とともに提出してください。

なお、幅広くアイデアを募る趣旨から、他に望ましい事業提案があれば自由に提案してください。

- (1) 対象施設の利活用の可能性
- (2) 施設整備・運営手法（事業スキームや事業範囲）、運営期間など
- (3) 利活用の可能性を高めるための重要な視点や課題、資金計画など
- (4) 周辺施設等との連携の可能性(リゾートホテル、ビジターセンター西側施設（仮称）・休憩舎、砂丘東側施設等)
- (5) 子どもたちの宿泊・自然体験活動や地域学習などの場としての可能性
- (6) 滞在型観光施設としての新たな可能性
- (7) 自然環境への配慮、地域貢献の考え方
- (8) 行政支援等の要望

### 13 留意事項（必ずご確認の上、ご参加ください。）

#### (1) 参加の扱い

対話への参加実績は、今後の当該地活用に関する公募等を実施する際に優位性を持つものではありません。

#### (2) 対話に関する費用及び説明資料の提出

対話への参加に要する費用（資料作成、事前説明会・対話への参加費用等）は、参加された民間事業者等の負担とします。

#### (3) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話（文書照会含む。）やアンケート等を実施させていただくことがあります。

#### (4) 参加資格

本調査に参加できる者は、対象施設の利活用にあたり、事業主体として興味・関心のある法人または法人のグループとします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- ③ 本市市税等を滞納している者。
- ④ 役員（役員として登記され、または届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または暴力関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、または関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者。
- ⑤ 宗教活動、政治活動を主たる目的とする者。

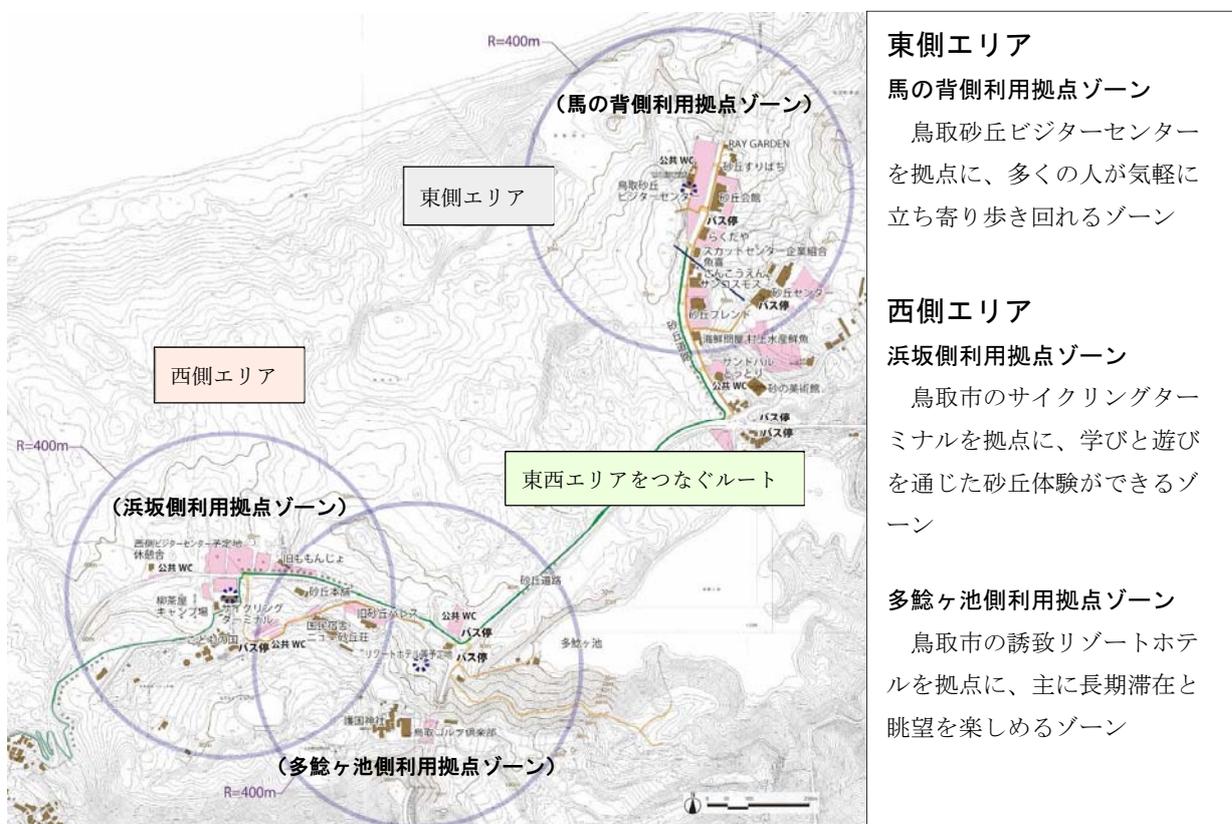
## 1.4 鳥取砂丘のエリアとゾーン設定

鳥取砂丘未来会議の前身である鳥取砂丘再生会議（平成21年1月～平成30年11月）が平成22年11月に策定した鳥取砂丘ランドデザインでは、100年後を見据えた長期的な視点に立って、鳥取砂丘をその特徴から次の4つのエリアに区分し、景観保全と復元を図るとともに、多彩な観光メニューを集約し、鳥取砂丘の魅力向上を目指すこととされています。



環境省、鳥取県及び本市が令和元年度に共同策定した「鳥取砂丘エリア 国立公園利用拠点計画」では、砂丘東西に3つの利用拠点ゾーンを設定し、鳥取砂丘の滞在環境等の上質化に取り組むこととしています。

鳥取砂丘エリア 国立公園利用拠点計画より転載



※ゾーンは、利用拠点を中心とする半径400m（都市空間における快適歩行限界距離）を基準に、高低差の少ない砂丘東側に1カ所、高低差の大きい砂丘西側に2カ所設定されています。

## 1 5 調査の対象施設等の位置図

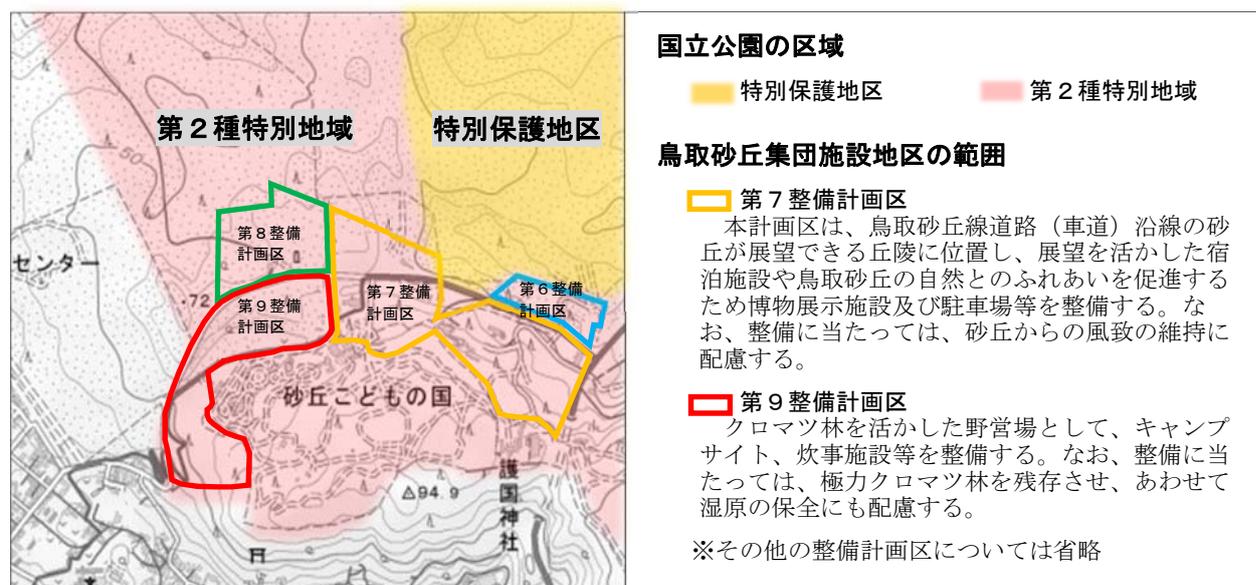


<p><b>調査対象施設</b></p> <p>① サイクリングターミナル ② 柳茶屋キャンプ場 ③ こどもの国キャンプ場</p> <p>} <b>■</b> の範囲</p>	<p><b>周辺施設（今後整備予定）</b></p> <p>④ ビジターセンター西側施設(仮称)・休憩舎 ⑤ リゾートホテル</p>
---	--

鳥取砂丘西側への交通アクセス

山陰近畿自動車道福部ICより約2km、国道9号線覚寺交差点より約1km

## 1 6 山陰海岸国立公園の規制範囲等（鳥取砂丘西側エリア）



※上記のイメージはおおよその範囲を示すイメージです。現状が異なる場合は現状が優先されます。

## 17 鳥取砂丘西側エリアにおける各施設の整備検討機能等

施設名（所管）	整備検討機能等	関係
サイクリングターミナル（本市） 	1 総合案内機能（ツアーインフォメーション・砂丘ガイドツアーに関するランドオペレーション等） 2 飲食提供機能（レストラン・カフェ等） 3 ストレージ機能（荷物預かり所・ロッカー） 4 リフレッシュ機能（シャワー設備・着替えスペース・トイレ・乳幼児対応設備） 5 情報交流機能（中規模ミーティングルーム・ゲストハウス・シェアオフィス等） <u>以上、国立公園利用拠点計画で示された機能</u>	一体運営 連携または一体的な管理・運営 機能分担 相互誘客
柳茶屋キャンプ場（本市） 	1 アウトドアレクリエーションベース（有料キャンプ場、レンタルE-Bikeステーション） <u>以上、国立公園利用拠点計画で示された機能</u> 2 グランピングやオートキャンプといった新たな機能 <u>以上、鳥取砂丘未来会議からの提言</u>	
こどもの国キャンプ場（鳥取県） 	1 観光誘客に向けた施設整備 2 隣接する鳥取市の施設との連携（こどもの国キャンプ場は上記の市の2施設と一体的な管理・運営が可能） <u>以上、鳥取砂丘未来会議からの提言</u>	
ビジターセンター西側施設（環境省）・休憩舎（鳥取県） 	1 自然文化解説機能（砂丘ガイドツアー実施にあたっての支援・文化歴史分野に重点をおく展示） 2 環境教育支援機能（小規模ミーティングルーム等） 3 野外活動支援機能（トイレ・多目的利用対応設備・外構部の足洗い場等） <u>以上、国立公園利用拠点計画で示された機能</u>	
リゾートホテル（民間） 	1 総合案内機能（多言語対応レセプション・砂丘コンシェルジュカウンター） 2 飲食提供機能（レストラン・カフェ・ラウンジ） 3 リフレッシュ機能（温浴施設・リラクゼーション） 4 情報交流機能（バンケットルーム・砂丘ギャラリー） 5 宿泊機能（ツインルーム、トリプルルーム） 6 野外活動支援機能（シャトルバス・レンタサイクルステーション・小型EV充電スペース） <u>以上、公募型プロポーザルで事業者が提案した機能</u>	

公募型プロポーザル 本市が令和元年度に行った鳥取砂丘西側市有地活用促進事業に関する公募型プロポーザル。イラストは事業者が示したイメージ。

国立公園利用拠点計画 環境省、鳥取県及び本市が令和元年度に共同策定した鳥取砂丘の滞在環境の上質化に関する計画。写真・イラストは同計画で示されたイメージ。

鳥取砂丘未来会議からの提言 「18 鳥取砂丘の滞在環境等の上質化に関する提言」をご覧ください。

## 18 鳥取砂丘の滞在環境等の上質化に関する提言

2020年4月  
鳥取砂丘未来会議会長 松原雄平

鳥取砂丘未来会議は、先人から受け継いだ鳥取砂丘の優れた自然環境を次世代へと確実に引き継いでいくとともに、鳥取砂丘の多様な価値や魅力をさらに高め、国内外へ伝えることを目的に、これまで、鳥取砂丘の保全再生と利活用を推進してきた鳥取砂丘再生会議を発展的解消し、2018年11月に設立されました。

一方、国においては、2020年における訪日外国人旅行者数を4000万人、国立公園に来訪する外国人利用者数を1000万人とする目標が掲げられ、都市部に集中する訪日外国人旅行者を全国の国立公園へと分散・送客する取り組みが始められたところです。

しかし、鳥取砂丘を訪れる旅行者や利用者の上質な滞在環境は、まだ十分整っているとは言えません。このため、当会議に2つの専門のワーキンググループを立ち上げ、1年間にわたってこの課題についての議論を重ねてきました。

その結果を踏まえ、このたび、鳥取砂丘に関係のある各行政機関、各種団体のみなさまへの提言を次のとおり取りまとめましたので、関係者のみなさまには趣旨をご理解のうえ、提言内容の実施にご協力をお願いいたします。

### 提言1：鳥取砂丘ビジターセンター西側施設の整備（環境省）

山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター（東側施設）の開館により、砂丘東側のインフォメーション機能は高まりましたが、砂丘西側では、依然、インフォメーション機能は不足しています。このため、鳥取県と連携し、県の休憩舎付近に、サイクリングターミナル（提言3）と役割を分担したビジターセンターの分館的機能を有する施設を整備されるよう提言します。

### 提言2：鳥取砂丘こどもの国の整備（鳥取県）

鳥取砂丘こどもの国は、児童厚生施設ですが、観光面においても、鳥取砂丘に欠くことのできない施設です。このため、さらなる観光誘客に向けた施設整備を進められるとともに、隣接する鳥取市の施設と連携した垣根のない施設運営に取り組まれるよう提言します。

### 提言3：サイクリングターミナルと柳茶屋キャンプ場の整備（鳥取市）

サイクリングターミナル砂丘の家には砂丘西側の総合案内的機能を、柳茶屋キャンプ場にはグランピングやオートキャンプといった新たな機能を整備し、砂丘西側の拠点施設として民間活力の導入を前提に、一体的に運営されるよう提言します。

### 提言4：リゾートホテルの整備（鳥取市）

リゾートホテルは、鳥取砂丘を滞在型観光地へと押し上げる起爆剤となる施設です。このため、公募事業者と連携し、砂丘西側の拠点としてはもとより、圏域の観光やジオツーリズムをけん引できる拠点として整備されるよう提言します。

一方、リゾートホテルの整備による旅行者等の増加が、砂丘の希少な野生動植物（特に砂丘の西側及び南側の昆虫類）の生息に影響しないよう十分な対策を要請します。

### 提言5：民間商業施設等の老朽化・景観改善対策（関係行政機関・民間事業者）

鳥取砂丘周辺の民間商業施設の老朽化・景観改善対策は、民間事業者の経営努力だけでは困難なものも見られます。このことから、新たな補助制度を創設されるなど、関係行政機関からの支援を要請します。

民間事業者においては、関係行政機関と連携し、積極的に老朽化・景観改善対策に取り組まれるよう提言します。

### 提言6：来訪者への環境啓発（関係行政機関・来訪者）

来訪者には、鳥取砂丘の優れた自然環境を次世代へと確実に引き継ぐための行動について、理解と協力を求めます。

来訪者への啓発は、法令の整備、施設等の整備、鳥取砂丘の価値や魅力を来訪者に伝える人材育成など、物的、人的の両面での対応が必要です。このため、関係行政機関においては、環境啓発に向けた物的、人的支援を要請します。

### 提言7：保全活動ボランティアへの協力（県民・市民・企業・マスコミ等）

砂丘地への外来植物の定着や大量の漂着ゴミなどから砂丘環境の劣化を防止するには、砂丘の価値や魅力を理解する多くの人の協力が必要です。このため、保全活動ボランティアの動員に、さらに多くの人の賛同が得られるよう協力を要請します。

### 提言8：鳥取砂丘を実地とする実証実験や調査研究の普及（企業・大学）

鳥取砂丘は、近年、宇宙分野に関する実証実験で実地に選ばれました。また、過去の気候変動の解明に関する調査研究などでも利用が進んでいます。このことから、企業や大学における実証実験や調査研究の実地として、今後、ますます、鳥取砂丘の利用が普及し、その成果が、鳥取砂丘の保全と利活用に還元されるよう依頼します。

以上

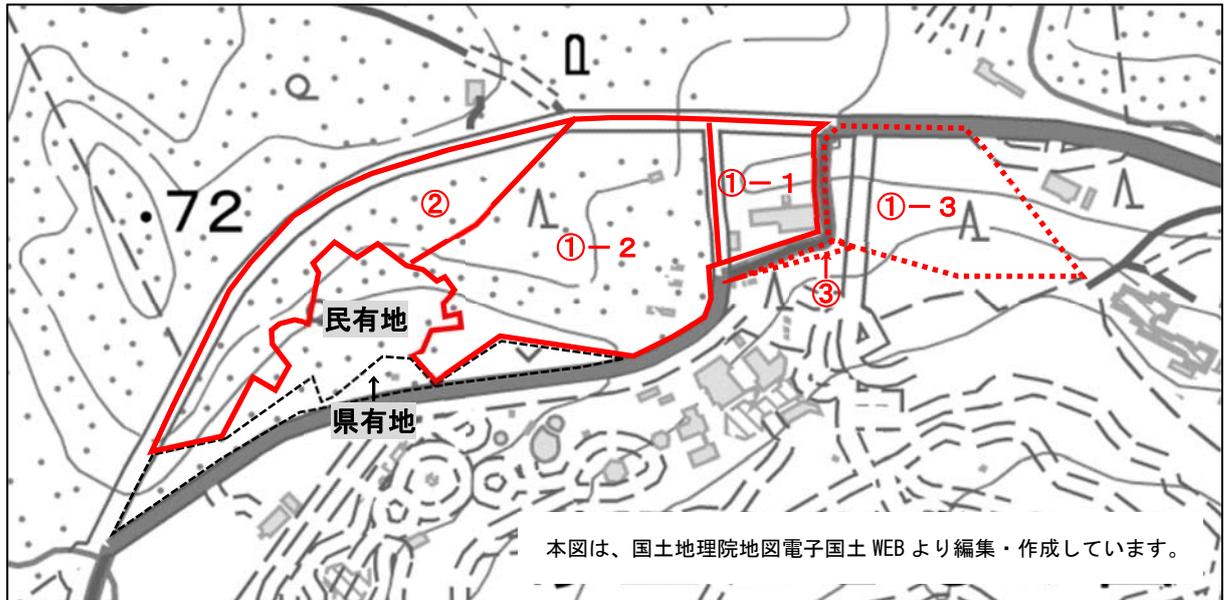
## 19 調査対象施設の基本情報

### (1) 共通事項

地番と面積	サイクリングターミナル 地番 鳥取市浜坂字柳茶屋 1157-115 (一部) 面積 約 7,715 m <sup>2</sup> ※10 ページ  ①-1 の範囲	
	柳茶屋キャンプ場 地番 鳥取市浜坂字柳茶屋 1157-115 (一部) ※①-2 鳥取市浜坂字柳茶屋 1157-114 ※② 面積 約 32,410 m <sup>2</sup> ※10 ページ  ①-2、②の範囲 ※うち実際の利用は約 9,790 m <sup>2</sup>  の範囲	
地目 (登記)	山林	
道路条件	市道浜坂2号線 (幅員 3.52m~20.50m) に接続	
都市計画関連	用途地域	市街化調整区域
	建ぺい率	70%
	容積率	400%
	防火地域	なし
	高度地区	なし
	日影規制	なし
	高さ制限	13m以下
	建物間隔	30m以上離間
その他の法規制	自然公園法	鳥取砂丘集団施設地区、第2種特別地域
	山陰海岸国立公園管理計画	サイクリングターミナル 第7整備計画区 柳茶屋キャンプ場 第9整備計画区
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地 (遺跡) の所在なし
	森林法	飛砂防備保安林区域外
電気	中国電力 6.6kv 隣接	
ガス	個別プロパン ※都市ガス利用に関しては別途協議のこと	
光回線	光回線サービス提供可能区域 ※事業者と別途協議のこと	
給水	鳥取市水道局 (市道浜坂2号線本管 $\Phi$ 200 mm)	
排水	鳥取市公共下水道 (市道浜坂2号線本管 $\Phi$ 200 mm)	
交通・アクセス	鉄道・バス JR 鳥取駅より 6 km 車 山陰近畿自動車道福部 I.C. より 3 km	

※記載内容と現状が異なる場合は、現状が優先されます。

(2) 所在地に関する情報 (イメージ)



番号	所在地	登記地目	登記地積	所有者
①-1 ①-2 ①-3	鳥取市浜坂字柳茶屋1157番115 ※①-1～①-3は登記上一筆	山林	38,678 m <sup>2</sup>	鳥取市
②	鳥取市浜坂字柳茶屋1157番114	山林	11,050 m <sup>2</sup>	鳥取市
③	鳥取市浜坂字柳茶屋1157番133	山林	306 m <sup>2</sup>	鳥取市

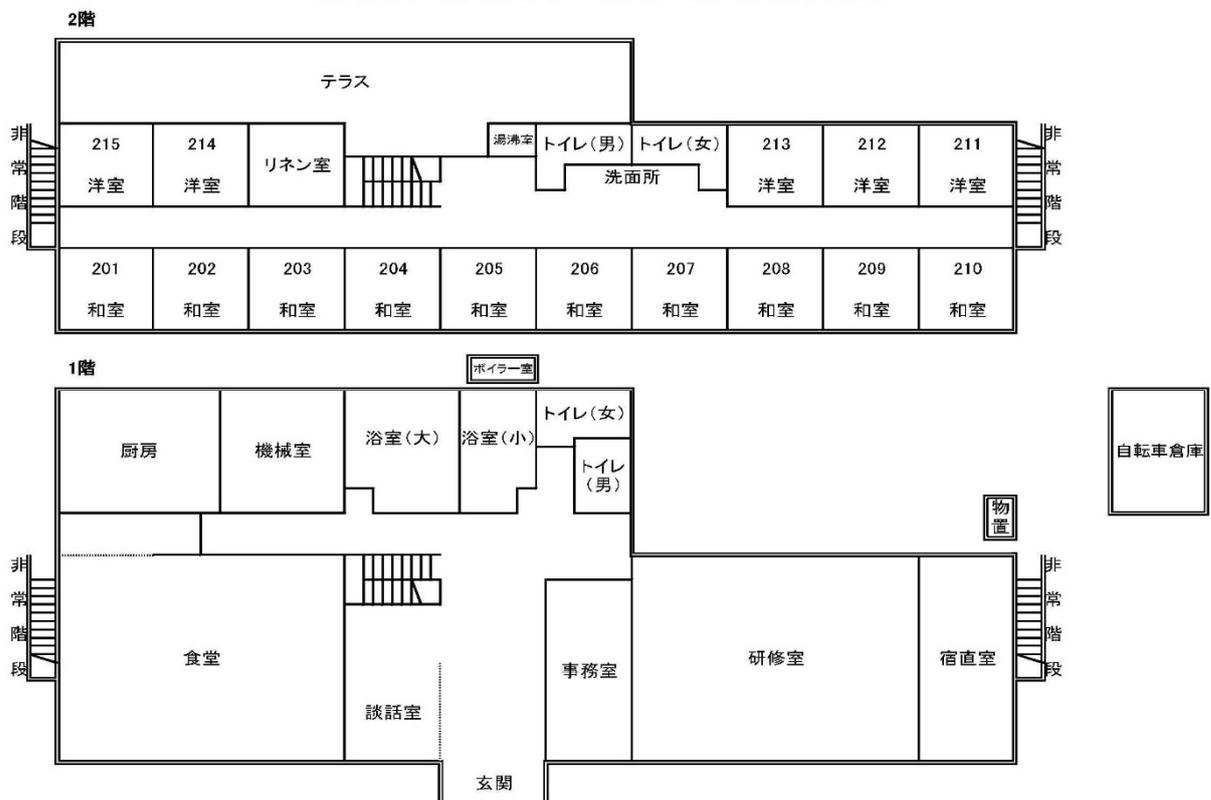
※上記のイメージは公図（正確な測量によらない図面）をもとに作成しており、土地の実態を正確に反映していません。おおよその位置や形状を検討する上での参考としてください。

※本調査では、主に上記の①-1、①-2及び②を事業提案の対象としますが、①-3及び③についても提案があれば、参考にご意見をお聞かせください。

(3) サイクリングターミナル

設置目的	青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。	
根拠条例	鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例	
所在地	鳥取市浜坂 1157-115 (電話 29-0800)	
開設年月日	昭和 53 年 4 月 1 日	
建物の構造・規模	管理・宿泊棟 鉄筋コンクリート造 2階建 延 992.03 m <sup>2</sup> 、自転車置場 鉄骨造平屋建 延 100.40 m <sup>2</sup>	
設備	客室 和室(8畳)10室、和洋室(3畳+二段ベット 2)2室、洋室(二段ベット 3)3室、研修室 100.60 m <sup>2</sup> 、食堂 100.60 m <sup>2</sup> 、貸自転車 80台(子ども・大人用含む)	
宿泊定員	80人	
休館日	年末年始	
地目・面積等	宅地(現況)・約 7,715 m <sup>2</sup>	
国立公園区域	自然公園法第2種特別地域及び鳥取砂丘集団施設地区第7整備計画区	
現在の管理体制	職員数 4人(所長は市生涯学習・スポーツ課長が兼務。所長以外は会計年度任用職員によるシフト勤務。夜間宿直及び食事提供については、外部委託による対応。)	

鳥取市サイクリングターミナル 砂丘の家平面図



宿泊料・食事料

使用料区分 使用者区分		宿泊料			食事料
		和室	和洋室	洋室	
大人		2,640 円	2,530 円	2,420 円	朝食 730 円、昼食 1,050 円、 夕食 1,680 円を限度として教 育委員会が定める額
中学生		2,090 円	1,980 円	1,870 円	
小学生		1,870 円	1,760 円	1,650 円	
幼児	3 歳以上	880 円	770 円	660 円	
	3 歳未満	無料			
1 鳥取市の小・中学校が学校行事として使用する場合の宿泊料は、1 人につき 1 泊 410 円を限度として教育委員会が定める額 2 前項以外の学校が学校行事として使用する場合及び地域の子ども会等の社会教育関係団体が集団宿泊研修として使用する場合の宿泊料は、1 人につき 1 泊 1,150 円を限度として教育委員会が定める額					

このほか、休憩料、研修室使用料、自転車使用料、冷暖房設備の使用料などが別途かかります。

宿泊利用状況（年度）

（人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
一般利用	1,015	919	1,005	1,037	1,177	1,007	1,054	73
市内小中学校	670	628	526	575	565	920	887	262
その他学校等	2,529	2,302	2,951	3,052	2,810	2,030	2,021	197
合計	4,214	3,849	4,482	4,664	4,552	3,957	3,962	532

R2 は 12 月時点

月別の宿泊利用状況（年度）

（人）

月別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
H29	290	303	538	686	1,113	417	253	237	146	78	163	328	4,552
H30	211	288	568	595	879	298	405	259	206	91	75	82	3,957
R1	353	287	712	907	702	194	339	174	132	51	56	55	3,962
R2	0	0	0	0	84	215	144	51	38	-	-	-	532

R2 は 12 月時点

自転車の利用状況（年度）

（人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用数	467	493	656	510	494	641	479	235

R2 は 12 月時点

建築物耐震診断等

平成 25 年に実施した建築物耐震診断等の結果は次のとおりです。

Is 値 CTSD 値 q 値の最 低値	既存建物		
	Is 値	CT・SD 値	q 値
	0.73	0.75	

現況写真（撮影日：令和2年8月25日）

屋外



正面左側



正面右側



裏側

屋内1階



玄関



事務室前



食堂



研修室



宿直室



浴室

屋内2階



洋室



和室



洗面所

(4) 柳茶屋キャンプ場

設置目的	市民の健康増進及び野外レクリエーションの振興に資することを目的とする。
根拠条例	鳥取市キャンプ場の設置及び管理に関する条例
所在地	鳥取市浜坂 1157-115
開設年月日	昭和 53 年 4 月 1 日※リニューアル
規模(面積)	約 9,790 m <sup>2</sup>
設備	広場型(50 張相当)、炊事棟、公衆トイレ
料金	無料
国立公園区域	自然公園法第 2 種特別地域及び鳥取砂丘集団施設地区第 9 整備計画区
現在の管理体制	管理人は常駐せず、施設内の清掃や駐車場整理をシルバー人材センターに委託し、定期的(夏場は週 1 日 1 人程度、冬場は週 1 日 0.5 人程度、ゴールデンウィークなどの繁忙期は 1 日 5 人程度)に管理を行っている。



月別の利用状況(年)

(人)

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
H28	85	115	331	1,315	1,470	823	877	1,194	701	582	222	142	7,857
H29	57	90	295	1,320	1,302	989	840	1,055	846	602	500	125	8,021
H30	116	106	355	971	1,080	1,013	838	1,347	861	707	642	196	8,232
R1	137	221	404	1,661	1,561	968	1,006	884	659	674	579	249	9,003
R2	209	286	517	139	0	402	514	1,074	795	936	756	407	6,035

経過

昭和 38 年の山陰海岸国定公園の国立公園昇格、昭和 40 年の国道 9 号線路線変更と舗装完成による鳥取砂丘への観光客急増に対応するため、昭和 45 年 4 月に国有地約 5.2ha を買収、キャンプ場整備を計画。

昭和 45 年 駐車場整備

昭和 46 年 広場、炊事施設、トイレ整備

昭和 53 年 炊事施設 2 棟、水洗トイレ、電気設備整備 ※リニューアル

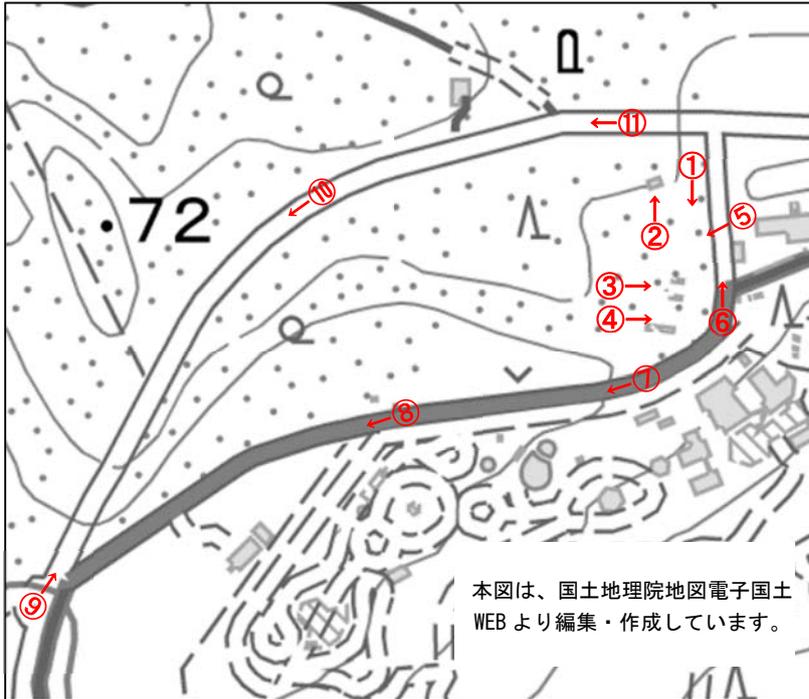
昭和 62 年 バーベキュー棟整備

平成 4 年 トイレ改築

平成 6 年 駐車場整備

平成 22 年 炊事施設等改修

現況写真（撮影日：令和3年1月20日）



①駐車場



②トイレ



③調理場



④調理場



⑤ゴミ集積所



⑥自転車道



⑦自転車道



⑧自転車道



⑨市道・自転車道



⑩市道



⑪市道

(5) こどもの国キャンプ場 ※こどもの国全体の情報も一部含まれます。

設置目的	<p>自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、児童の健全育成を図る児童厚生施設としてこどもの国を開設。</p> <p>うち、キャンプ場については、家族や仲間等とのキャンプをはじめとした自然体験を通じて、子ども達が豊かな情操を身につけ、たくましく成長することを目的として、こどもの国の開園と同時に整備。※大人・大学生のみの利用、未成年者のみの利用は不可。</p>	
根拠条例	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例	
所在地	鳥取市浜坂 1157-1	
開設年月日	昭和48年5月5日	
規模(施設等)	<p>こどもの国全体 敷地面積 193,315 m<sup>2</sup>、建築面積 6,909 m<sup>2</sup></p> <p>(主な施設) 管理棟、そうぞう館、多目的ホール、砂の工房、木工工房、軽食コーナー、こども広場・大通り、レールトレイン、キャンプ場</p> <p>キャンプ場 敷地面積約 5,000 m<sup>2</sup> ※この他、キャンプ利用者駐車場約 1,500 m<sup>2</sup>、隣接の遊休地約 4,500 m<sup>2</sup>があります。</p> <p>(主な設備) トイレ、シャワー(男女各2ブース)、炊事棟、キャンプサイト(約25張分、定員100名として運用)、キャンプファイヤーサイト ※キャンプファイヤーは学校のみ可</p>	
開館時間等	<p>こどもの国全体 9:00～17:00 ※ゴールデンウィーク・お盆期間は時間を延長</p> <p>キャンプ場 宿泊キャンプ チェックイン13時～16時、チェックアウト翌10時まで                  デイキャンプ チェックイン10時～、チェックアウト16時まで</p>	
休園日	<p>こどもの国全体 第2水曜日(8月は無休)及び年末年始</p> <p>キャンプ場 毎年11月～翌年5月中旬まで休園</p>	
国立公園区域	自然公園法第2種特別地域	
現在の管理体制	(一財)鳥取県観光事業団が指定管理(H31.4.1～5年間)	

利用料金

	宿泊キャンプ	デイキャンプ	幼児無料
大人	1人1泊 240円	1人1日 120円	土・日・祝は小中高生キャンプ料金無料 こどもの国の入園料が別途必要となる場合あり
大学生・高校生	1人1泊 240円	1人1日 120円	
中学生・小学生	1人1泊 120円	1人1日 60円	

利用状況(年度)

		H27	H28	H29	H30	R1
キャンプ場利用者数(人)		2,168	3,169	3,339	2,623	2,834
※うち、減免対象(無料)者数(人)		415	958	719	764	803
利用料	キャンプ場利用料(円)	297,480	393,400	346,980	318,960	335,160
	キャンプ用品利用料(円)	210,200	233,200	192,800	164,400	163,400

現況写真（撮影日：令和3年2月5日）



①エントランス



②キャンプ場への車両進入路



③イベント広場



④テーブルサイト



⑤トイレ・シャワー室



⑥炊事棟 1



⑦炊事棟 2



⑧キャンプサイト



⑨キャンプファイヤーサイト



⑩倉庫

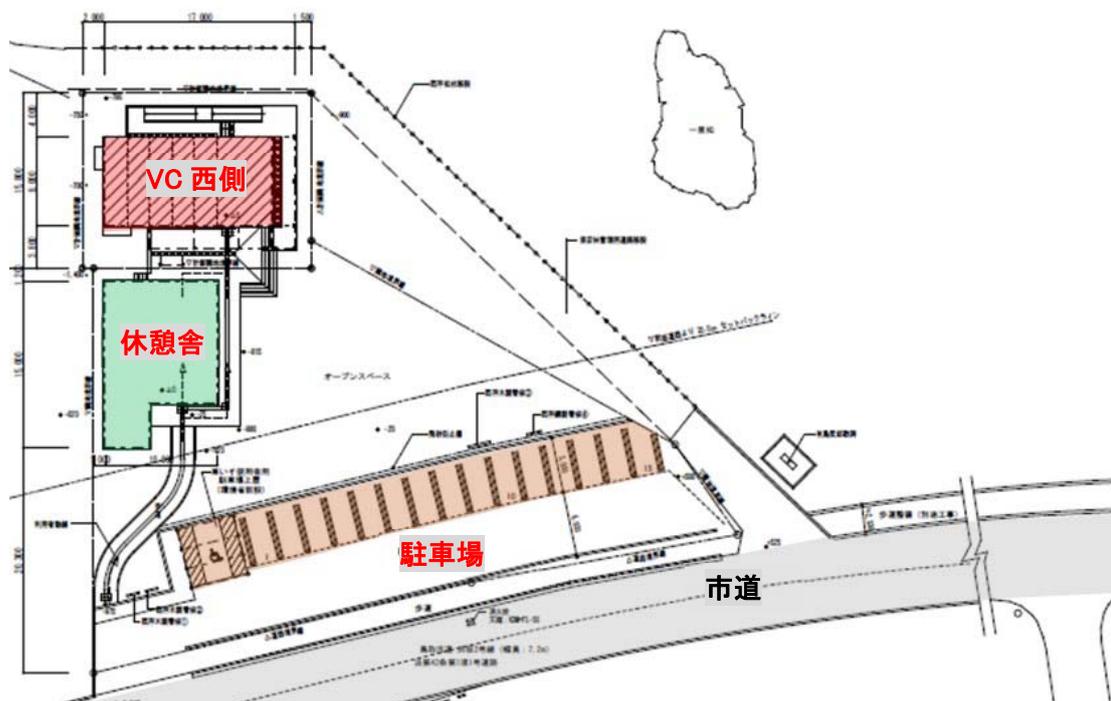


⑪キャンプ利用者駐車場

## 20 周辺施設（今後整備予定）の基本情報

### （1）ビジターセンター西側施設（仮称）・休憩舎

目 的	既存の休憩舎の改修と隣接地にビジターセンター西側施設（VC 西側施設）を新築し、施設の機能分担と一体的な整備を行う。	 <p>施設整備イメージ</p>
整備場所	鳥取市浜坂 1390-227 の一部	
整備概要	VC 西側 休憩舎に隣接して新築整備 休憩舎 内外装を改修して整備	
整備時期	VC 西側 令和4年度着工・完成（見込） 休憩舎 令和3年度改修設計、令和4年度着工・完成（見込）	
施設概要	VC 西側 木造平屋建、建築面積 165 m <sup>2</sup> 、 休憩舎 木造平屋建、建築面積 126 m <sup>2</sup> （平成元年築） 駐車場 車いす使用者用 1 台、乗用車用 15 台	
施設機能	VC 西側 環境教育支援機能：レクチャールーム（50 人程度収容） 野外活動支援機能：足洗い場、救護室 休憩舎 自然文化解説機能：展示コーナー（新設） 野外活動支援機能：屋内休憩スペース（既存）、トイレ（バリアフリートイレ、洋式化）	
施設管理者	VC 西側 所有：環境省、管理・運営：未定（環境省・県・市で今後協議） 休憩舎 所有：鳥取県、管理・運営：鳥取県	
国立公園区域	自然公園法第2種特別地域及び鳥取砂丘集団施設地区第8整備計画区	



施設配置図

(2) リゾートホテル

目的 鳥取砂丘西側エリアの活性化のため、旧砂丘荘跡地及び旧青年の家跡地へ活性化施設の誘致を行う。

事業名 鳥取砂丘西側市有地活用促進事業

事業地 鳥取市浜坂 1390-221 他

事業者 株式会社 dhp 都市開発（代表構成員）  
株式会社 HMJ インターナショナル（構成員）  
株式会社 INA 新建築研究所（構成員）  
※3者によるグループ提案が公募採択

開業予定年 令和6年中

建物の構造・規模 ※公募提案の令和4年11月開業予定が新型コロナウイルスの影響により変更。  
3階建・鉄筋コンクリート造・2棟（北棟 11,540.25㎡、南棟 3729.31㎡）

施設仕様 スペシャルレストラン、オールデイダイニング、バーラウンジ、バンケット他

客室数 ※公募提案は約150室ですが、今後、変更となる見込みです。

国立公園区域 自然公園法第2種特別地域及び鳥取砂丘集団施設地区第7整備計画区



施設配置図

提案概要書抜粋

鳥取県初のハイグレード4つ星ホテルが、地域活性を創出します

地元と協調し、経済発展と地域貢献を目指し、持続運営を約束します。

**砂丘ミーティングの実施**  
設計期間最中に、砂丘関係者・地元企業関係者とのワーキング「砂丘ミーティング」を開催し、関係事業者と協議・連携し、鳥取砂丘ならではのホテルを作り上げる体制とします。

砂丘ミーティング体制イメージ

鳥取砂丘の魅力を引き出し、世界中でここでしか体験できない唯一無二のリゾートホテルを計画します。

1 既存宿泊施設との相乗効果を生み、競合を避ける施設	外国人富裕層をメインターゲットとした4つ星ホテルブランドにより差別化
2 季節に捉われず、遠年集客できる施設	砂丘展示スペースやバンケットルームなど地域と連携し、安定した集客を確保
3 素通りさせない長期滞在型ホテル	ゆめ郷に宿泊してしまう訪日外国人旅行者を呼込む長期滞在に対応したホテル
4 ここに滞在する魅力を備える施設	国立公園の大自然と一体のデザイン温泉の整備による魅力ある施設
5 世界に「鳥取砂丘」をアピールする施設	既存施設と連携し、長期滞在者が鳥取砂丘を体験する拠点となる「仕掛け」の整備

鳥取砂丘東側エリアと西側エリアの連携を実現するネットワークを構築します。

砂丘センター見晴らしの丘やビジターセンター・砂の美術館など観光施設が並ぶ東側エリアと、子どもの園や柳茶屋キャンプ場など、アクティブな施設が並ぶ西側エリアとの観光連携を図ります。そのために、ホテル宿泊者・別エリア利用者が東側エリアに気軽にアクセスできる2次交通のネットワークを整備します。ホテルに設ける砂丘コンシェルジュがネットワークの案内を担当します。

- ① シャトルバスの整備  
周辺と西側エリアの観光客をターゲットに、ホテルに集客するシャトルバスを整備します。
- ② レンタサイクルステーションの整備  
敷地内に市営のレンタサイクルステーションの設置を検討します。
- ③ 小型EV充電スペースの整備  
広さの広いEV充電と連携し、観光客が充電スペースの活用を促します。

鳥取砂丘の観光拠点となるホテルエントランスホールイメージ

鳥取砂丘周辺施設との連携イメージ

エントリーシート

事前ヒアリングシート

## 鳥取砂丘西側エリアでの滞在型観光施設の整備に関するサウンディング型市場調査

## &lt;エントリーシート&gt;

(受付：令和3年4月30日(金)17時締切)

1	法人名等		
	法人所在地		
	グループの場合の構成法人名等		
	対話の担当者	所属法人名・部署	
氏名			
電話番号			
Eメール			
2	対話実施の希望日、時間帯をチェックしてください。(2か所以上チェックしてください。)		
	令和3年5月 日 ( )	<input type="checkbox"/> 午前 (10-12時)	<input type="checkbox"/> 午後 (13-17時)
	令和3年5月 日 ( )	<input type="checkbox"/> 午前 (10-12時)	<input type="checkbox"/> 午後 (13-17時)
	令和3年5月 日 ( )	<input type="checkbox"/> 午前 (10-12時)	<input type="checkbox"/> 午後 (13-17時)
3	対話参加者 氏名	所属法人名・部署・役職	

※エントリーシートは令和3年4月30日(金)17時までに事前ヒアリングシート(別紙2)と合わせて実施要領に記載のEメールアドレス又はFAX番号宛に提出してください。

※エントリーシート受付後、日程調整の上、実施日時及び場所をEメールにてご連絡します。(都合によりご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。)

※対話に出席する人数は、1グループ5名以内としてください。

## 鳥取砂丘西側エリアでの滞在型観光施設の整備に関するサウンディング型市場調査

## &lt;事前ヒアリングシート&gt;

(受付：令和3年4月30日(金)17時締切)

法人名等

## (1) 対象施設の利活用の可能性

対象施設の立地特性や国立公園利用拠点計画等を踏まえた利活用の可能性について、ご意見をお聞かせください。

## (2) 施設整備・運営手法・運営期間など

施設整備や施設完成後の運営方法の事業スキームや事業範囲等について、ご意見をお聞かせください。

## (3) 利活用の可能性を高めるための重要な視点や課題、資金計画など

対象施設等の利活用の可能性を高めるための重要な視点や課題、資金計画などについて、ご意見をお聞かせください。

(4) 周辺施設（今後整備予定）との連携の可能性  
リゾートホテル、ビジターセンター西側施設（仮称）・休憩舎、砂丘東側施設等との連携の可能性について、ご意見をお聞かせください。

(5) 子どもたちの宿泊・自然体験活動や地域学習などの場としての可能性  
宿泊体験や自然体験、地域学習、スポーツ活動の拠点としての今後の可能性について、ご意見をお聞かせください。

(6) 滞在型観光施設としての新たな可能性  
固定概念にとらわれない、新たな可能性についてアイデアがあればご意見をお聞かせください。

(7) 自然環境への配慮、地域貢献の考え方

自然環境への配慮や地域貢献の考え方について、ご意見をお聞かせください。

(8) 行政支援等の要望

行政支援等の要望はございますか？必要な場合、内容も合わせてご意見をお聞かせください。

(9) その他

他に望ましい事業提案があれば自由なご提案、ご意見をお聞かせください。

※回答が難しい項目については空欄でも構いません。また、回答は必要に応じて、独自の様式でご用意いただいても構いません。

※本調査では事業の具体化に向け、幅広くアイデアを募る趣旨から鳥取砂丘西側整備構想の考えを満たさないものがあっても構いません。

※事前ヒアリングシートは令和3年4月30日(金)17時までにエントリーシート(別紙1)と合わせて実施要領に記載のEメールアドレス又はFAX番号宛に提出してください。

メモ